| 所属所事務担当<br>確認印<br>または署名欄 |
|---|
| |

（別紙１）

| 共済担当印 |
|---|
| |

# 特別認定状況確認書

| | |
|---|---|
| 組合員氏名 | 被扶養者氏名 |
| 組合員証番号（6桁） | 被扶養者生年月日　　年　　月　　日・続柄（　　） |
| 所属所名 | 被扶養者の年齢（　　歳）・学生の場合学年（　　） |
| 認定年月日(被扶養者証で確認)　　年　　月　　日 | 被扶養者は組合員と（ 同居 ・ 別居 ※ ） |

※ 別居の被扶養者の居所（住民票と異なっても可、海外は国名のみ記入）

**別紙1(本紙)、別紙2、別紙3と、被扶養者に該当する以下の書類を全て提出してください。**

① 全員が必要な書類

被扶養者の「市区町村発行の課税（非課税）証明書」

※ 令和2年度（令和2年9月以降に発行）の証明書の原本が必要です。
※ 義務教育以下で無収入の場合は、提出不要です。
※ 海外在住で証明書がとれない場合は、住民票の除票、または、パスポート等で令和2年1月1日に国内にいなかったことがわかる書類が必要です。
※ 課税（非課税）証明書に「収入」の記載がある場合は、何の収入であるか確認し、（別紙2）の2（1）に記入してください。

② 被扶養者が、配偶者・子・父母・祖父母・兄弟姉妹・孫 以外の場合に必要な書類

「世帯全員の住民票または住民票記載事項証明書」

※ 配偶者・子・父母・祖父母・兄弟姉妹・孫 以外の被扶養者は、同居が認定要件です。
※ 令和2年9月以降に発行の証明書の原本が必要です。
※ 世帯全員の続柄が記載されているものが必要で、本籍、マイナンバーの記載は不要です。

③ 被扶養者の収入（※）確認に必要な書類（該当するもの全てのチェック欄に✔をしてください。）

※ 収入の書類は、被扶養者名、支払者名等がわかるものが必要です。

| チェック欄 | 状　況 | 提　出　書　類 |
|---|---|---|
| | 年金、恩給による収入がある<br>（老齢、障害、厚生、国民、基礎、共済、遺族、企業、個人、積立等全て） | 最新の額がわかる支払(振込)通知書、改定通知書、年金証書等の写し<br>※ 公的年金を受給している場合は、年金とその他の収入の合計が、年額180万円（月額15万円、税金控除前の額）を超えない者 |
| | 勤労等による収入がある、または、収入があった<br>（パート、アルバイト、日々雇用、謝礼、報酬、ボランティア収入等全て） | 給与明細書の写し、または、給与支払証明書（別紙7）<br>※ 令和元年11月支給分から令和2年10月支給分まで（認定日以降）明細が全て揃わない場合は、給与支払証明書が必要<br>※ 源泉徴収票、特別徴収税額通知、通帳等の写し等は不可<br>※ 給与等の総支給額の合計が、原則月額108,334円を超えない者（総支給額とは、手当や通勤手当含む、税控除前の額） |
| | 雇用保険（失業給付）を受給しているまたは、受給していた | 雇用保険受給資格者証（日額、支給開始日がわかるページの写し）<br>※ 日額3,612円未満の者 |
| | 事業所得、不動産収入、株等の配当、利子、その他の収入がある、または、収入があった | 確定申告書と内訳が確認できるものの写し（令和1年申告分）<br>損益計算書等内訳が確認できるものの写し<br>株等の1年間の取引結果が確認できるものの写し<br>その他の収入がわかるもの |
| | 無収入である | 該当被扶養者の「市区町村発行の課税（非課税）証明書」<br>ただし、現在は無収入であっても、令和元年11月以降（認定日以降）に収入があった場合は、「勤労等による収入がある、または、収入があった」に✔をし、収入の書類が必要 |

状況に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

記入・✔ の漏れがないか、再度確認のうえ、所属所に提出してください。